

議案第 99 号

藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 30 年 11 月 29 日提出

**平成 30 年 11 月 29 日可決**

藤岡市長 新 井 雅 博

藤岡市条例第 号

藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 12 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 健康推進員の項中「29,000」を「15,000」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。